

令和5年度熊取町下水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

記

令和5年度熊取町下水道事業会計資金不足比率

(単位：％)

	比 率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

令和 6 年 7 月 2 6 日

熊取町長 藤 原 敏 司 様

熊取町監査委員 井 上 宗 保

熊取町監査委員 井 上 高 和

令和 5 年度下水道事業会計健全化判断比率等審査意見書

第 1 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、監査基準に基づき、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率の状況

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準
—	20.0

2 個別意見

資金不足比率について

令和 5 年度の資金不足比率は資金の不足額がないため、該当数値がない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。